

建築基準法に関する相談窓口一覧

建設地	相 談 窓 口		
	名称	所在地	連絡先
広島市※ ¹	広島市都市整備局 指導部建築指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2287
呉市	呉市都市部建築指導課	〒737-8501 呉市中央 4-1-6	0823-25-3511
三原市	三原市都市部 建築指導課	〒723-8601 三原市港町 3-5-1	0848-67-6122
尾道市	尾道市建設部建築課	〒722-8501 尾道市久保 1-15-1	0848-38-9245
福山市	福山市建設局建築部 建築指導課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5	084-928-1103
三次市※ ²	三次市建設部 都市建築課	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1	0824-62-6385
東広島市	東広島市都市交通部 建築指導課	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29	082-420-0956
廿日市市	廿日市市建設部 建築指導課	〒738-8501 廿日市市下平良 1-11-1	0829-30-9191
竹原市、大竹市、江田島市、 安芸郡（府中町、海田町、 熊野町、坂町）、山県郡（安 芸太田町、北広島町）、豊 田郡（大崎上島町）	広島県西部建設事務所 建築課	〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12	082-250-8158
府中市、世羅郡（世羅町）、 神石郡（神石高原町）	広島県東部建設事務所 建築課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1572
三次市※ ² 、庄原市、 安芸高田市	広島県北部建設事務所 建築課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5209
—	広島県土木建築局 建築課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-4183

※1 相談内容によっては、各区役所の建築課が窓口となります。

※2 三次市内の次の建築物については、三次市が所管しています。

○法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物

（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの及び
高さが16mを超えるものを除く。）

○法第6条第1項第3号に掲げる建築物